

改 正 後	改 正 前																																				
<p><b>1 提出できる法定資料の種類</b></p> <p>光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の <u>54</u>種類とする。</p> <p>(1) 利子等の支払調書 (省 略)</p> <p>(31) 先物取引に関する支払調書</p> <p><u>(32) 金地金等の譲渡の対価の支払調書</u></p> <p><u>(33) 給与所得の源泉徴収票</u></p> <p><u>(34) 退職所得の源泉徴収票</u></p> <p><u>(35) 公的年金等の源泉徴収票</u></p> <p><u>(36) 信託の計算書</u></p> <p><u>(37) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書</u></p> <p><u>(38) 名義人受領の利子所得の調書</u></p> <p><u>(39) 名義人受領の配当所得の調書</u></p> <p><u>(40) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書</u></p> <p><u>(41) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書</u></p> <p><u>(42) 新株予約権の行使に関する調書</u></p> <p><u>(43) 株式無償割当てに関する調書</u></p> <p><u>(44) 生命保険金・共済金受取人別支払調書</u></p> <p><u>(45) 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書</u></p> <p><u>(46) 退職手当金等受給者別支払調書</u></p> <p><u>(47) 信託に関する受益者別（委託者別）調書</u></p> <p><u>(48) 上場証券投資信託の償還金等の支払調書</u></p> <p><u>(49) 特定新株予約権等の付与に関する調書</u></p> <p><u>(50) 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書</u></p> <p><u>(51) 特定口座年間取引報告書</u></p> <p><u>(52) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書</u></p> <p><u>(53) 特定振替国債等の償還金等の支払調書</u></p> <p><u>(54) 国外送金等調書</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p><b>3 ファイルの仕様</b></p> <p>ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1) 所得税法に規定する法定資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定資料の名称</th> <th>参考法令</th> <th>ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(11) (省 略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(12-1) 生命保険契約等の年金の支払調書</u></td> <td>所得税法施行規則・別表五（十二）</td> <td>311dat**.txt <u>(注3)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(12-2) 生命保険契約等の年金の支払調書</u></td> <td>所得税法施行規則・別表五（十二）</td> <td><u>366dat**.txt</u> <u>(注3)</u></td> </tr> <tr> <td>(13) (省 略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(14-1) 損害保険契約等の年金の支払調書</u></td> <td>所得税法施行規則・別表五（十四）</td> <td>341dat**.txt <u>(注3)</u></td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(1)～(11) (省 略)			<u>(12-1) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	311dat**.txt <u>(注3)</u>	<u>(12-2) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	<u>366dat**.txt</u> <u>(注3)</u>	(13) (省 略)			<u>(14-1) 損害保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十四）	341dat**.txt <u>(注3)</u>	<p><b>1 提出できる法定資料の種類</b></p> <p>光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の <u>53</u>種類とする。</p> <p>(1) 利子等の支払調書 (同 左)</p> <p>(31) 先物取引に関する支払調書 (新 設)</p> <p><u>(32) 給与所得の源泉徴収票</u></p> <p><u>(33) 退職所得の源泉徴収票</u></p> <p><u>(34) 公的年金等の源泉徴収票</u></p> <p><u>(35) 信託の計算書</u></p> <p><u>(36) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書</u></p> <p><u>(37) 名義人受領の利子所得の調書</u></p> <p><u>(38) 名義人受領の配当所得の調書</u></p> <p><u>(39) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書</u></p> <p><u>(40) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書</u></p> <p><u>(41) 新株予約権の行使に関する調書</u></p> <p><u>(42) 株式無償割当てに関する調書</u></p> <p><u>(43) 生命保険金・共済金受取人別支払調書</u></p> <p><u>(44) 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書</u></p> <p><u>(45) 退職手当金等受給者別支払調書</u></p> <p><u>(46) 信託に関する受益者別（委託者別）調書</u></p> <p><u>(47) 上場証券投資信託の償還金等の支払調書</u></p> <p><u>(48) 特定新株予約権等の付与に関する調書</u></p> <p><u>(49) 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書</u></p> <p><u>(50) 特定口座年間取引報告書</u></p> <p><u>(51) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書</u></p> <p><u>(52) 特定振替国債等の償還金等の支払調書</u></p> <p><u>(53) 国外送金等調書</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p><b>3 ファイルの仕様</b></p> <p>ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1) 所得税法に規定する法定資料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定資料の名称</th> <th>参考法令</th> <th>ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(11) (同 左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(12) 生命保険契約等の年金の支払調書</u></td> <td>所得税法施行規則・別表五（十二）</td> <td>311dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(新 設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) (同 左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(14) 損害保険契約等の年金の支払調書</u></td> <td>所得税法施行規則・別表五（十四）</td> <td>341dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(1)～(11) (同 左)			<u>(12) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	311dat**.txt	(新 設)			(13) (同 左)			<u>(14) 損害保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十四）	341dat**.txt
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																			
(1)～(11) (省 略)																																					
<u>(12-1) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	311dat**.txt <u>(注3)</u>																																			
<u>(12-2) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	<u>366dat**.txt</u> <u>(注3)</u>																																			
(13) (省 略)																																					
<u>(14-1) 損害保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十四）	341dat**.txt <u>(注3)</u>																																			
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																			
(1)～(11) (同 左)																																					
<u>(12) 生命保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十二）	311dat**.txt																																			
(新 設)																																					
(13) (同 左)																																					
<u>(14) 損害保険契約等の年金の支払調書</u>	所得税法施行規則・別表五（十四）	341dat**.txt																																			

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
(14-2) 損害保険契約等の年金の支払調書	所得税法施行規則・別表五(十四)	367dat**.txt (注3)			(新 設)
(15)～(31) (省 略)					(同 左)
(32) 金地金等の譲渡の対価の支払調書	所得税法施行規則・別表五(三十二)	368dat**.txt			(新 設)
(33) 給与所得の源泉徴収票	(省 略)		(32) 給与所得の源泉徴収票	(同 左)	
(34) 退職所得の源泉徴収票		(33) 退職所得の源泉徴収票			
(35) 公的年金等の源泉徴収票		(34) 公的年金等の源泉徴収票			
(36-1) 信託の計算書		(35-1) 信託の計算書			
(36-2) 信託の計算書		(35-2) 信託の計算書			
(37) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書		(36) 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書			
(38) 名義人受領の利子所得の調書		(37) 名義人受領の利子所得の調書			
(39) 名義人受領の配当所得の調書		(38) 名義人受領の配当所得の調書			
(40) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書		(39) 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書			
(41) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書		(40) 譲渡性預金の譲渡等に関する調書			
(42) 新株予約権の行使に関する調書		(41) 新株予約権の行使に関する調書			
(43) 株式無償割当に関する調書		(42) 株式無償割当に関する調書			
(注) (省 略)					(注) (同 左)
(注2) (省 略)			(注2) (同 左)		
(注3) 平成24年12月31日以前に支払の確定した年金については「311dat**.txt」・「341dat**.txt」を、平成25年1月1日以後に支払の確定した年金については「366dat**.txt」・「367dat**.txt」を使用する。					
(2) 相続税法に規定する法定資料			(2) 相続税法に規定する法定資料		
	法定資料の名称	参考法令	ファイル名		
(44) 生命保険金・共済金受取人別支払調書	(省 略)		(43) 生命保険金・共済金受取人別支払調書	(同 左)	
(45) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書		(44) 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書			
(46) 退職手当金等受給者別支払調書		(45) 退職手当金等受給者別支払調書			
(47-1) 信託に関する受益者別(委託者別)調書		(46-1) 信託に関する受益者別(委託者別)調書			
(47-2) 信託に関する受益者別(委託者別)調書		(46-2) 信託に関する受益者別(委託者別)調書			
(注) (省 略)					(注) (同 左)
(3) 租税特別措置法に規定する法定資料			(3) 租税特別措置法に規定する法定資料		
	法定資料の名称	参考法令	ファイル名		
(48) 上場証券投資信託の償還金等の支払調書	(省 略)		(47) 上場証券投資信託の償還金等の支払調書	(同 左)	
(49) 特定新株予約権等の付与に関する調書		(48) 特定新株予約権等の付与に関する調書			
(50) 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書		(49) 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書			
(51) 特定口座年間取引報告書		(50) 特定口座年間取引報告書			
(52) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書		(51) 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書			
(53) 特定振替国債等の償還金等の支払調書		(52) 特定振替国債等の償還金等の支払調書			
(注) (省 略)			(注) (同 左)		
(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料			(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料		
	法定資料の名称	参考法令	ファイル名		
(54) 国外送金等調書			(53) 国外送金等調書		350dat**.txt
4 レコードの内容及び記録要領			4 レコードの内容及び記録要領		
レコードの内容及び記録要領は、P.10～P.77のとおり			レコードの内容及び記録要領は、P.10～P.74のとおり		

改 正 後

改 正 前

5、6 (省 略)

5、6 (同 左)

7 申請書の様式

7 申請書の様式

**支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書**



平成 年 月 日

\*

税務署長殿	所在地(住所)	(〒 - )	
	名称(氏名)		
	代表者氏名		
	この申請について 応答できる方 の所属及び氏名	(電話 - )	

支払調書等の提出については、下記のとおり光ディスク等によりたいので申請します。  
なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、税務署長の指示に従って光ディスク等による再提出又は書面による提出を行います。

記

支払調書等の名称			
提出見込件数	件		
提出開始年月	平成 年 月以降提出分		
提出方法	毎年・毎月	本店等一括・本店(支店)等のみ	
光ディスク等の種類			
参考事項			

(注) 提出された光ディスク等は返却できません。

※  
税務署  
整理欄

整理番号

**支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書**



平成 年 月 日

\*

税務署長殿	所在地(住所)	(〒 - )	
	名称(氏名)		
	代表者氏名		
	この申請について 応答できる方 の所属及び氏名	(電話 - )	

支払調書等の提出については、下記のとおり光ディスク等によりたいので申請します。  
なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、税務署長の指示に従って光ディスク等による再提出又は書面による提出を行います。

記

支払調書等の名称			
提出見込件数	件		
提出開始年月	平成 年 月以降提出分		
提出方法	毎年・毎月	本店等一括・本店(支店)等のみ	
光ディスク等の種類			
参考事項			

(注) 既に承認された内容と異なる内容の光ディスク等の提出を行う場合には、改めて承認申請書の提出が必要です。  
なお、提出された光ディスク等は返却できません。

※  
税務署  
整理欄

整理番号

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後						改 正 前					
○ レコードの内容及び記録要領						○ レコードの内容及び記録要領					
(1)～(11) (省 略)						(1)～(11) (省 略)					
<u>(12-1)【生命保険契約等の年金の支払調書：311】</u>						<u>(12)【生命保険契約等の年金の支払調書：311】</u>					
※このレコードの内容及び記載要領は、平成 24 年 12 月 31 日以前に支払の確定した年金について使用する。											
(省 略)						(同 左)					
<u>(12-2)【生命保険契約等の年金の支払調書：366】</u>						(新 設)					
別紙 2 参照											
(13) (省 略)						(13) (同 左)					
<u>(14-1)【損害保険契約等の年金の支払調書：341】</u>						<u>(14)【損害保険契約等の年金の支払調書：341】</u>					
※このレコードの内容及び記載要領は、平成 24 年 12 月 31 日以前に支払の確定した年金について使用する。											
<u>(14-2)【損害保険契約等の年金の支払調書：367】</u>						(新 設)					
別紙 2 参照											
(15)～(31) (省 略)						(15)～(31) (同 左)					
<u>(32)【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】</u>						(新 設)					
別紙 2 参照											
<u>(33)【給与所得の源泉徴収票：315】</u>						<u>(33)【給与所得の源泉徴収票：315】</u>					
(省 略)						(同 左)					
<u>(34)【退職所得の源泉徴収票：316】</u>						<u>(34)【退職所得の源泉徴収票：316】</u>					
(省 略)						(同 左)					
<u>(35)【公的年金等の源泉徴収票：331】</u>						<u>(35)【公的年金等の源泉徴収票：331】</u>					
項番	項目名		入力文字基準		記録要領	項番	項目名		入力文字基準		記録要領
1～34 (省 略)						1～34 (同 左)					
35	控除対象扶養	老人	半角	2文字以内	(省 略)	35	扶養親族の数	老人	半角	2文字以内	(省 略)
36	親族の数	その他	半角	2文字以内		36		その他	半角	2文字以内	
37～39 (省 略)						37～39 (省 略)					
40	控除対象扶養 親族の数	特定	半角	2文字以内	(省 略)	40	扶養親族の数	特定	半角	2文字以内	(省 略)
41 (省 略)						41 (同 左)					
42	障害者の数	特別障害者 (うち同居)	半角	2文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。						

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(36-1)</u> 【信託の計算書：317】 (省 略)	<u>(35-1)</u> 【信託の計算書：317】 (同 左)
<u>(36-2)</u> 【信託の計算書：357】 (省 略)	<u>(35-2)</u> 【信託の計算書：357】 (同 左)
<u>(37)</u> 【有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書：354】 (省 略)	<u>(36)</u> 【有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書：354】 (同 左)
<u>(38)</u> 【名義人受領の利子所得の調書：329】 (省 略)	<u>(37)</u> 【名義人受領の利子所得の調書：329】 (同 左)
<u>(39)</u> 【名義人受領の配当所得の調書：318】 (省 略)	<u>(38)</u> 【名義人受領の配当所得の調書：318】 (同 左)
<u>(40)</u> 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：356】 (省 略)	<u>(39)</u> 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：356】 (同 左)
<u>(41)</u> 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】 (省 略)	<u>(40)</u> 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】 (同 左)
<u>(42)</u> 【新株予約権の行使に関する調書：349】 (省 略)	<u>(41)</u> 【新株予約権の行使に関する調書：349】 (同 左)
<u>(43)</u> 【株式無償割当てに関する調書：355】 (省 略)	<u>(42)</u> 【株式無償割当てに関する調書：355】 (同 左)
<u>(44)</u> 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】 (省 略)	<u>(43)</u> 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】 (同 左)
<u>(45)</u> 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】 (省 略)	<u>(44)</u> 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】 (同 左)
<u>(46)</u> 【退職手当金等受給者別支払調書：325】 (省 略)	<u>(45)</u> 【退職手当金等受給者別支払調書：325】 (同 左)
<u>(47-1)</u> 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：326】 (省 略)	<u>(46-1)</u> 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：326】 (同 左)
<u>(47-2)</u> 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】 (省 略)	<u>(46-2)</u> 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】 (同 左)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(48) 【 <u>上場証券投資信託の償還金等の支払調書</u> ：364】 (省 略)	(47) 【 <u>上場証券投資信託の償還金等の支払調書</u> ：364】 (同 左)
(49) 【 <u>特定新株予約権等の付与に関する調書</u> ：342】 (省 略)	(48) 【 <u>特定新株予約権等の付与に関する調書</u> ：342】 (同 左)
(50) 【 <u>特定株式又は特定承継株式の異動状況に関する調書</u> ：343】 (省 略)	(49) 【 <u>特定株式又は特定承継株式の異動状況に関する調書</u> ：343】 (同 左)
(51) 【 <u>特定口座年間取引報告書</u> ：351】 (省 略)	(50) 【 <u>特定口座年間取引報告書</u> ：351】 (同 左)
(52) 【 <u>特定振替国債等の譲渡対価の支払調書</u> ：345】 (省 略)	(51) 【 <u>特定振替国債等の譲渡対価の支払調書</u> ：345】 (同 左)
(53) 【 <u>特定振替国債等の償還金等の支払調書</u> ：346】 (省 略)	(52) 【 <u>特定振替国債等の償還金等の支払調書</u> ：346】 (同 左)
(54) 【 <u>国外送金等調書</u> ：350】 (省 略)	(53) 【 <u>国外送金等調書</u> ：350】 (同 左)

## ○ レコードの内容及び記録要領（12-2）【生命保険契約等の年金の支払調書：366】

※このレコードの内容及び記載要領は、平成25年1月1日以後に支払の確定した年金について使用する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類		半角	3文字	「366」を記録してください。	
2	整理番号1		半角	10文字	別途連絡する「整理番号1（10桁の数字）」を記録してください。	
3	本支店等区分番号		半角	5文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録してください。	
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地		全角	60文字以内	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
5	提出義務者の氏名又は名称		全角	30文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。	
6	提出義務者の電話番号		半角	15文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。（例）「03-3216-6811」、「03（3216）6811」	
7	整理番号2		半角	13文字	別途連絡する「整理番号2（13桁の数字）」を記録してください。	
8	提出者の住所（居所）又は所在地		全角	60文字以内	記録を省略してください。	
9	提出者の氏名又は名称		全角	30文字以内	記録を省略してください。	
10	訂正表示		半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。	
11	年分		半角	2文字	支払の確定した年を和暦で記録してください。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。	
12	支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	全角	60文字以内	支払を受ける者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
13		国外住所表示	半角	1文字	支払を受ける者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。	
14		氏名又は名称	全角	30文字以内	支払を受ける者の氏名又は名称を記録してください。	
15	年金の種類		全角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
16	年金の支払金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
17	未払金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
18	剰余金又は割戻金		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
19	年金の支払金額に対応する掛金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
20	差引金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
21	源泉徴収税額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
22	契約者	住所（居所）又は所在地	全角	60文字以内	契約者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
23		氏名又は名称	全角	30文字以内	契約者の氏名又は名称を記録してください。	
24	相続等生命保険年金に該当	年金の支払開始日	年	半角	2文字	年金の支払開始日を和暦で記録してください。
25			月	半角	2文字	この場合、「年」「月」「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 （例）「平成17年8月19日」 ⇒ 「17,08,19」
26			日	半角	2文字	
27		残存期間年数	半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
28		支払開始日年齢	半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
29		支払期間年数	半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
30	保証期間年数	半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。		
31	支払総額又は支払総額見込額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
32	支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・整数部		半角	3文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
33	支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・小数部		半角	3文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
34	年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
35	摘要		全角	100文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	

○ レコードの内容及び記録要領（14-2）【損害保険契約等の年金の支払調書：367】

※このレコードの内容及び記載要領は、平成 25 年 1 月 1 日以後に支払の確定した年金について使用する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類		半角	3文字	「367」を記録してください。	
2	整理番号 1		半角	10文字	別途連絡する「整理番号 1（10桁の数字）」を記録してください。	
3	本支店等区分番号		半角	5文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録してください。	
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地		全角	60文字以内	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
5	提出義務者の氏名又は名称		全角	30文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。	
6	提出義務者の電話番号		半角	15文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。（例）「03-3216-6811」、「03（3216）6811」	
7	整理番号 2		半角	13文字	別途連絡する「整理番号 2（13桁の数字）」を記録してください。	
8	提出者の住所（居所）又は所在地		全角	60文字以内	記録を省略してください。	
9	提出者の氏名又は名称		全角	30文字以内	記録を省略してください。	
10	訂正表示		半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。	
11	年分		半角	2文字	支払の確定した年を和暦で記録してください。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。	
12	支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	全角	60文字以内	支払を受ける者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
13		国外住所表示	半角	1文字	支払を受ける者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。	
14		氏名又は名称	全角	30文字以内	支払を受ける者の氏名又は名称を記録してください。	
15	年金の種類		全角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
16	年金の支払金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
17	未払金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
18	剰余金又は割戻金		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
19	年金の支払金額に対応する掛金額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
20	差引金額		半角	10文字以内	差引金額を記録してください。	
21	源泉徴収税額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
22	契約者	住所（居所）又は所在地	全角	60文字以内	契約者の住所（居所）又は所在地を記録してください。	
23		氏名又は名称	全角	30文字以内	契約者の氏名又は名称を記録してください。	
24	相続等損害保険年金に該当	年金の支払開始日	年	半角	2文字	年金の支払開始日を和暦で記録してください。 この場合、「年」「月」「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 （例）「平成 17 年 8 月 19 日」 ⇒ 「17,08,19」
25			月	半角	2文字	
26			日	半角	2文字	
27		残存期間年数		半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。
28		支払開始日年齢		半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。
29		支払期間年数		半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。
30	保証期間年数		半角	2文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
31	支払総額又は支払総額見込額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
32	支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・整数部		半角	3文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
33	支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・小数部		半角	3文字	書面の記載要領に準じて記録してください。	
34	年金に係る権利について相続税法第 24 条の規定により評価された額		半角	10文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
35	摘要		全角	100文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	

○ レコードの内容及び記録要領 (32) 【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】

項番	項目名		入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類		半角	3文字	「368」を記録してください。	
2	整理番号1		半角	10文字	別途連絡する「整理番号1(10桁の数字)」を記録してください。	
3	本支店等区分番号		半角	5文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録してください。	
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地		全角	60文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録してください。	
5	提出義務者の氏名又は名称		全角	30文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。	
6	提出義務者の電話番号		半角	15文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。(例)「03-3216-6811」、「03(3216)6811」	
7	整理番号2		半角	13文字	別途連絡する「整理番号2(13桁の数字)」を記録してください。	
8	提出者の住所(居所)又は所在地		全角	60文字以内	記録を省略してください。	
9	提出者の氏名又は名称		全角	30文字以内	記録を省略してください。	
10	訂正表示		半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。	
11	年分		半角	2文字	支払の確定した年を和暦で記録してください。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。	
12	支払又は交付 を受ける者	住所(居所)又は所在地	全角	60文字以内	支払を受ける者の住所(居所)又は所在地を記録してください。	
13		国外住所表示	半角	1文字	支払を受ける者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。	
14		氏名又は名称	全角	30文字以内	支払を受ける者の氏名又は名称を記録してください。	
15	支払内容(1)	金地金等の種類	全角	20文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
16		重量	全角	15文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
17		数量	半角	10文字以内	金地金等の数量を記録してください。	
18		支払金額	半角	12文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	
19		支払確定年月日	年	半角	2文字	支払確定年月日を和暦で記録してください。
20			月	半角	2文字	この場合、「年」「月」「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成17年8月19日」 ⇒ 「17,08,19」
21	日		半角	2文字		
22 ～ 28	支払内容(2)				「支払内容(1)」の各項目に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、各項目の記録を省略してください。 (注)支払内容が5以上ある場合には、それ以降の支払内容については、別レコードとしてください。	
29 ～ 35	支払内容(3)					
36 ～ 42	支払内容(4)					
43	摘要		全角	100文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。	